



令和7年度 第1号

- ・急性呼吸器感染症サーベイランスはじめました（微生物部）
- ・自然毒による食中毒の特徴と防止対策及び検査（生活科学部）
- ・環境科学部の紹介（環境科学部）

編集 山梨県衛生環境研究所 〒400-0027 山梨県甲府市富士見1-7-31
発行 TEL 055-253-6721 (代表) FAX 055-253-5637 HP <https://www.pref.yamanashi.jp/eikanken/>

令和7年4月7日から

急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスはじめました

急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスとは

急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection：ARI）は、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を呈する病原体による症候群の総称です。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、RSウイルス感染症等が含まれ、飛沫感染等により周囲の方うつしやすいことが特徴です。そのため

- ・ARIの発生や動向を把握すること。
- ・ARIをサーベイランスすることにより、呼吸器感染症が発生し増加した場合に、迅速に探知し、公衆衛生対策の向上につなげること。

を目的として、令和7年4月7日からARIは感染法上の5類感染症に位置付けられ定点把握対象感染症^(※1)となりました。

(※1) 県は、人口や医療機関の分布等を考慮し、保健所毎に患者定点及び病原体定点を指定しています。

衛環研の役割は

病原体定点医療機関はARIと診断された患者から検体を採取し、その検体を保健所職員が回収し衛環研に搬入後、マルチプレックスqPCRなどの検査により次の9項目の検査（遺伝子検査）を行います。

A型インフルエンザウイルス、B型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス
RSウイルスA型、ヒトパラインフルエンザウイルス3、ヒトパラインフルエンザウイルス4
ヒトメタニューモウイルス、ライノ/エンテロウイルス、アデノウイルス

更に新型コロナウイルス感染症については、ゲノム解析を通じて変異株の有無を調べることで、新たな変異株の早期発見にもつながります。このように流行の動向を把握することにより、県民の皆様の生命と健康、暮らしを守るべく、「感染症に対して強靱な社会」に向けて取り組みます。



情報の公開

県は、感染症サーベイランス事業で報告があった患者数や、衛環研で検出した病原体の種類や件数を「やまなし感染症ポータルサイト」HP^(※2)で公開しています。

同ポータルサイトでは、感染症専門医による最新のリスク評価やアドバイスの他、各感染症の特徴、正しいマスクの使い方、手洗い方法などの基本的な予防方法も掲載されています。

(※2) https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho_portal/index.html

自然毒による食中毒の特徴と防止対策および検査方法

自然毒食中毒の特徴と防止対策

自然毒を原因とする食中毒は、有毒成分を含有する動植物の摂取によって発生します。食用の動植物との誤認や、知識不足による有毒部位の不適切な処理などで摂取されることが多く、うっかり食べてしまうと重篤な症状になりやすく、死亡する例も少なくありません。自然毒を原因とする食中毒を防ぐためには、以下のポイントを守ることが重要です。

- 心ぐの無資格調理は絶対にやめましょう。心ぐ調理師免許を持った人に調理を依頼してください。
- 家庭菜園で野菜と観賞用植物を一緒に栽培するのは、誤食を誘発するので危険です。
- 食用と確実に判断できない動植物は「採らない・食べない・売らない・人にあげない」
- 少しでも迷ったら、専門知識のある人の判断を仰ぎましょう。



検査方法について

自然毒による食中毒の検査では、採取したものの残りや写真があれば、形態観察により原因食品の判定（推定）を行うことが出来ます。しかし鑑定を行うには十分な経験が必要で、調理済食品等しか残っていない場合は鑑定そのものが不可能となります。調理済食品や嘔吐物などから有毒成分を検出できれば、原因食品を特定する有力な手がかりになります。当所では現在、有毒植物の調理済食品から成分を迅速分析する方法を開発中です。将来的にはフグ毒やキノコ毒など、植物毒以外の自然毒についても分析できるように検討中です。

環境科学部の紹介

環境科学部の構成と業務

環境科学部は、大気科、水質科及び廃棄物科の3科で構成され、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境課題に関する検査及び研究業務を行っています。

その業務は、大別すると次のように分類されますが、最終目的は“人の健康の保護と生活環境の保全”にあることを自覚しつつ、関係機関と連携して日々取り組んでおります。

【行政検査業務】

- 環境法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等）に基づく環境汚染状況（大気・河川・湖・地下水）の監視に係る測定と排出規制（工場・事業場からの排出ガス、排水等）に係る測定
- 事件、事故、苦情等（大気汚染、水質汚濁、土壌・地下水汚染、廃棄物、騒音、振動、悪臭等）に係る測定
- 環境放射能水準調査（原子力規制庁からの委託調査）に係る測定
- 関係機関への技術的な指導、助言

【調査研究業務】

主に環境化学に関する単独又は共同の調査研究

